

第 3 節 定期旅客運賃

(鉄道線の大人定期旅客運賃)

第 70 条 鉄道線の大人 1 か月定期旅客運賃は、別表第 6 号に定めるとおりとする。但し、次の各号の場合はそれぞれの額を加算した額とする。

(1) 吉野線、湯の山線及び志摩線の各路線内の区間を乗車する場合、及び当該路線と他の路線とにまたがって乗車する場合は、当該路線内の乗車キロ数（当該路線を 2 以上乗車する場合の計算方は、普通旅客運賃の場合の計算方と同じ。）に応じ、別表第 6 号イに定める額

(2) 鳥羽線にまたがって乗車する場合は、別表第 6 号ロに定める額

(3) けいはんな線内の区間を乗車する場合及びけいはんな線と他の路線とにまたがって乗車する場合は、けいはんな線内の乗車キロ数に応じ、別表第 6 号ハに定める額

2 鉄道線の大人 3 か月定期旅客運賃は、前項により計算した 1 か月定期旅客運賃を 3 倍したのから 5 分引し、端数計算した額とする。

3 鉄道線の大人 6 か月定期旅客運賃は、第 1 項により計算した 1 か月定期旅客運賃を 6 倍したのから 1 割引し、端数計算した額とする。

(鋼索線の大人定期旅客運賃)

第 71 条 鋼索線の大人定期旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 生駒鋼索線の大人定期旅客運賃は、別表第 7 号イに定める額とする。

(2) 西信貴鋼索線の大人定期旅客運賃は、別表第 7 号ロに定める額とする。

第 72 条 削 除